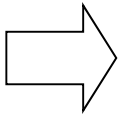


外国籍の方へ ～新しい外国人登録制度における提出書類の注意点～

平成24年7月より、新しい外国人登録制度が施行され、従来交付されていた「外国人登録原票記載事項証明書」、「外国人登録原票の写し」の代わりに、「住民票」が交付されます。

高等学校卒業程度認定試験に出願する際には以下（１）、（２）に注意してください。

- （１） 初めて受験する方、又は過去に合格した科目がない方

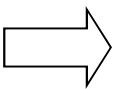


「住民票」を提出してください。

※ただし、6ヶ月以内に発行されたもの

- （２） 過去に合格した科目があり、氏名（本名）又は国籍に変更がある方

試験科目の一部免除を申請する方のうち、各証明書類に記載された氏名（本名）に変更がある方



「住民票」及び**「個人情報の提供にかかる同意書」**を提出してください。

※ただし、6ヶ月以内に発行されたもの

※「個人情報の提供にかかる同意書」について

過去に合格した科目があり、氏名（本名）又は国籍に変更がある方については、公的書類にて変更の経緯を確認する必要がありますが、「住民票」には、変更の経緯が記載されません。

この場合、法務省に対して個人情報の提供を求める必要があります。この同意書は、文部科学省が、法務省に対して、皆様の個人情報（氏名（本名）又は国籍の変更の経緯）の提供を受けることについて、同意を求めるものです。

なお、同意していただけない方は、各個人で法務省に対して個人情報開示請求を行い、変更の経緯のわかる書類を入手の上、出願してください。

- ・平成24年7月8日以前に氏名（本名）又は国籍を変更されている方は、外国人登録原票の個人情報開示請求を行ってください。
- ・平成24年7月9日以降に氏名（本名）又は国籍を変更されている方は在留カードの登録履歴の開示請求を行ってください。

外国人の個人情報開示請求担当（法務省大臣官房秘書課個人情報保護係）

<電話番号> 03-3580-4111（内線2034）

※ 通名の変更について

過去に合格した科目がある方又は試験科目の一部免除を申請する方のうち、科目合格通知書又は各証明書類に記載された通名に変更がある方は、文部科学省生涯学習推進課認定試験第二係に連絡してください。